

4

スムーズなご退室のために

物件の解約が必要となった場合に、特に注意をしていただく点をまとめています。

[解約をご希望]

解約の依頼方法はお勤め先によって異なります。申請手続きがご不明な場合は、お勤め先の「社宅担当者様」へご相談ください。ハウスメイトで解約依頼を受領後、物件管理者へ「解約」の申入れを行います。



ハウスメイトで「解約」を行うのは「法人名義で契約しているもの」のみです。
その他名義での契約は、ご入居者様ご自身で直接解約の連絡を行っていただく必要があります。

解約の申入れを行うと、お部屋の解約日(家賃の最終負担日)が確定します。

※一度解約の申入れを行うと、契約上原則「取消・延長は不可」となっているためご注意ください。

[引越しのご準備]

お部屋のご退室までに以下のことにご注意ください。

公共料金の精算
郵便物の転出届



計画的なゴミ処理



インターネット・CATVなどの
解約手続き



引越しの日程が決まり次第、お早めに物件管理者(管理会社、貸主)へ「鍵の返却」「退居立会」のご連絡(予約)をお願いいたします。
※物件管理者都合で退居立会ができない場合もありますので、その場合は鍵の返却方法の確認をお願いします。



退居立会の際の連絡先は、ハウスメイトではありませんのでご注意ください。

[ご退室]

荷物の搬出



鍵の返却・退居立会

基本的に、荷物搬出後にチェックを行います。

退居立会の際は、ご自身の故意・過失箇所を念入りに確認しましょう。

確認を怠ると、思わぬ請求が発生します。



引越し当日～ご退室の流れ

以下の場合、室内の壁や床の傷・汚れの他にも請求されてしまうケースの代表例です。特に注意しましょう!



残置物・ゴミが残っている

お部屋の中はきれいな状態でご退室ください。

室内にご自身で持ち込んだもの(照明器具や物干しざおなど)が残っていると撤去費用が発生します。



鍵はすべて返却する

ご入居時に受け取った鍵や、ご自身で複製した鍵は「すべて」返却をしましょう。

返却ができないと、鍵の交換費用が発生します。



室内の備品を持っていかない

ご入居時にお部屋にもともとあった物(プレゼント品などを除く)は室内の備品となります。

ご退室する時に一緒に持ち去ってしまうと、補充費用が発生します。

※洗濯機エルボ(洗濯機ホースと排水溝をつなぐL字型のゴム)や取扱説明書など。

[費用のご精算]

ご退室後の原状回復費用のご精算は原則ハウスメイトが代行します。(お勤め先規定によってはご入居者様ご自身で対応)

ご退室時の室内状況確認の流れ

ご退室後、物件管理者(管理会社、貸主)よりハウスメイト法人事業本部 法人業務部 代行課宛に原状回復見積書が送付されます。ハウスメイト法人事業本部で内容を確認し、必要に応じて、ハウスメイト法人事業本部よりご入居者様へご退室時の状況確認のためご連絡をさせていただく場合がありますので、ご協力ください。

ご退室後



社宅ご退室時の原状回復費用について

賃貸住宅をご退室する際に、一般的には下記〈過失例〉は賃借人の負担になると考えられています。貴社(グループ会社)の社宅規定によっては、ご退室時の原状回復費用のうち、一部もしくは全部がご入居者様のご負担となります。

箇所	賃借人の負担が妥当なケース
クロス(壁紙)	破れ・落書き・着色汚れ・喫煙によるヤニ汚れ・お香による臭気 など
床材	擦り傷・ヘコミ・破損・着色汚れ・タイヤ、家具の直置による変色、破損 など
建具	破損・落書き・着色・喫煙によるヤニ汚れ など
備品紛失	鍵・リモコン・取扱説明書・備付照明器具・洗濯機エルボなどの紛失
残置物	家財・ゴミ・ご自身で設置したエアコン、ウォシュレットなどの残置による撤去費用
ペット	ペット飼育による破損・汚損・臭気 など
善管注意義務違反	不具合発生時に物件管理者への連絡を怠った箇所 結露・カビの放置など、室内のお手入れを怠ったために発生した修繕費用
造作	室内を無断で改造した場合の原状回復費用
その他	通常使用の範囲を超えたもの

<社宅規定の詳細につきまして>

貴社(グループ会社)の社宅規定(原状回復費用のご入居者様負担など)につきましては、貴社の社宅担当部署もしくはハウスメイト法人事業本部までお問い合わせください。(6ページ参照)

<ハウスメイトから>

皆様のお部屋の使用状況によって原状回復費用の金額は大きく左右されます。無駄な出費を少しでも減らすことができるように、きれいにご使用いただくと幸いです。